

平成24年4月16日

株式会社 内藤商店
製造部

製品安全データシート

製品安全データシート（MSDS -Material Safety Data Sheet-）とは、化学薬品の性質を正しく理解し安全にお取り扱いいただくために、化学物質の性質や取り扱い上の注意、ひとや環境へ与える影響、事故に対する応急処置法を記載した“取扱説明書”になります。

■ 充填製造者又は販売者

会社名 : 株式会社 内藤商店

郵便番号 : 460-0002

住所 : 名古屋市中区丸の内3丁目8番3号

担当部署 : 製造部

TEL : 052-962-5551

FAX : 052-961-5901

緊急連絡先 : 052-962-5551

受付時間 : 月曜日～金曜日 8:00～17:00

改訂日 2012.08.01

1. 製品及び会社情報

製品名	o-トリジン塩酸塩溶液
会社名	株式会社内藤商店
住所	名古屋市中区丸の内 3-8-3
電話番号	(052)962-5551
FAX 番号	(052)961-5901
整理番号	015403

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	急性毒性（経口）： 区分5 急性毒性（吸入：ミスト）： 区分5 皮膚腐食性・刺激性： 区分1 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性： 区分1 呼吸器感作性： 区分1 発ガン性： 区分2 特定標的臓器・全身毒性： 区分1（呼吸器系） （単回ばく露） 特定標的臓器・全身毒性： 区分1（呼吸器、歯） （反復ばく露）
-----------	---

環境に対する有害性

水生環境有害性： 区分2

*記載の無い物は『区分対象外』、『部類できない』又は『区分外』

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

飲み込むと有害のおそれ（経口）
吸入するとアレルギー，喘息又は呼吸困難を
起こすおそれ
吸入すると有害のおそれ（ミスト）
重篤な眼の損傷
重篤な薬傷・眼の損傷
臓器の障害（呼吸器系）
長期又は反復ばく露による臓器の障害（呼吸器系、
歯）
水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと

この製品を使用する時に飲食又は喫煙をしないこと

個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること

保護手袋、衣類及び保護眼鏡、保護面を着用すること

フェーム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること

取扱い後はよく手を洗うこと

環境への放出を避けること

【救急処置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は速やかに外すこと。その後も洗浄を続けること

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸し易い姿勢で急速させること。

気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。呼吸に関する症状が出た場合には速やかに医師に連絡すること。

皮膚（又は毛）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐ、取り除くこと。皮膚を流水やシャワーで洗うこと。

汚染した衣類を再使用する場合は洗濯すること

ばく露した場合：医師に連絡すること。

【保管】

容器を密閉して涼しい喚起のよい所で施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名

o-トリジン塩酸塩溶液

o-トリジン塩酸塩溶液-3

成分及び含有量①	o-トリジン二塩酸塩 0.1%
化学式又は構造式	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ · 2HCl
官報公示整理番号（化審法、安衛法）	（9）－882
CAS No.	612-82-8
成分及び含有量②	35% 塩酸 塩化水素 約 5.3%
化学式又は構造式	HCl
官報公示整理番号（化審法、安衛法）	（2）－215
CAS No.	6747-01-0
成分及び含有量③	水 残り
化学式又は構造式	H ₂ O
官報公示整理番号（化審法、安衛法）	対象外
CAS No.	7732-18-5
危険有害成分	o-トリジン二塩酸塩、塩酸

4. 応急措置

吸入した場合	新鮮な場所へ移し衣類をゆるめ、毛布等でくるんで保温する。医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類や靴等を脱がせ、製品に触れた部分を水で十分に流す。医師の診断を受ける。
眼に入った場合	多量の水で十分に洗い流す。 医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	大量の水を飲ませて薄める。口をすすいだ後、直ちに医師の手当てを受ける。胃等の粘膜が侵されているので無理して吐かせてはいけない。

5. 火災時の処置

消火方法	容器を安全な場所に移動する。 移動不可能な場合は、遮へい物の活用等爆発に対する防護措置を講じ、注水し容器を冷却する。 周辺火災の消火に努める。
消化剤	本品は不燃性（周辺火災の消火に努める）
特有の危険有害性	火災により有害な塩化水素が発生する事がある。
特有の消火方法	周辺火災の消火に努める
消火を行う者の保護	消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6. 漏洩時の措置

人体に対する注意事項	漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を必ず着用し風上から作業して風下の人を退避させる。
------------	---

保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具を着用風上から作業して風下の人を退避させる。
環境に対する注意事項	河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。
回収、中和	遠方から噴霧注水を行い、排水は土砂等で安全な場所に導く。 石灰乳等の溶液で中和し多量の水で希釈する。
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策	適切な保護衣、手袋及び眼、顔面保護具手袋を着用する。
局所廃棄・全体換気	取扱いについては、できるだけ密閉化を行うか、局所廃棄装置を使用する。
安全取扱い注意事項	
接触回避	あらゆる接触を避ける。
保管	
技術的対策	鍵をかけて保管する。
適切な保管条件	容器を換気の良い場所に保管する 可燃性及び還元性物質、強酸化剤、強塩基、強酸、金属から離しておく 強酸化剤、強塩基、引火性物質、金属 ガラス又は特殊樹脂
混融危険物質	
容器包装材料	
8. ばく露防止及び保護措置	
許容濃度	
日本産業衛生学会	5ppm 7.5mg/m ³ (最大許容濃度) (HCl)
ACGIH	2ppm (HCl)
保護具	
呼吸器の保護具	呼吸用保護具
手の保護具	保護手袋
眼の保護具	保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	保護衣、エプロン、ブーツ、顔面シールド
衛生対策	
9. 物理的及び化学的性質	
物理的状态、形状、色等	無色又は淡黄色の透明液体
臭い	やや刺激臭有り
PH	強酸性
融点・凝固点	該当情報なし
沸点、初留点及び沸騰範囲	該当情報なし
引火点	不燃性

爆発限界	該当情報なし
蒸気圧	該当情報なし
蒸気密度	該当情報なし
比重（相対密度）	該当情報なし
溶解度	該当情報なし
オクタノール／水分配係数	該当情報なし
自然発火温度	該当情報なし
分解温度	該当情報なし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の手扱いで安定。加熱により塩化水素を発生 金属を侵して水素ガスを発生する。引火源がある と爆発の恐れがある
危険有害反応可能性	アルカリと反応して発熱する 強酸で塩基と激しく反応し、腐食性を示す 酸化剤と激しく反応し、有毒なガス（塩素）を生 成する。
裂けるべき条件	熱、日光、強酸化剤、強アルカリ
混融危険物質	強酸化剤、強塩基、引火性物質、金属
危険有害な分解生成物	塩素、塩化水素、水素

11. 有害性情報

急性毒性	経口-ラット LD50 1200mg / Kg (HCl) 経口-ラット LD50 404mg / Kg (o-トリジン)
皮膚腐食性・刺激性	重篤な皮膚の薬傷、眼の損傷
眼に対する重篤な損傷・刺激性	眼に対する重篤な損傷
呼吸器感作性又は皮膚感作性	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を 起こす恐れ
生殖細胞変異原性 発ガン性	ハムスター（生体外）：陽性(HCl) AGCIH：AA IARC：グループ 3 (HCl) AGCIH：A3 IARC：グループ 2B (o-トリジン)
生殖毒性	該当情報なし
特定標的臓器・全身毒性 －単回ばく露	呼吸器系の障害
特定標的臓器・全身毒性 －反復ばく露	呼吸器系、歯の障害
吸引性呼吸器有害性	該当情報なし

1 2. 環境影響情報	
生態毒性	水生環境急性有害性あり
残留性・分解性	該当情報なし
生態蓄積性	該当情報なし
土壤中の移動性	該当情報なし
1 3. 廃棄上の注意	少量の場合は攪拌しながら大量の水を注意しながら添加する。PH を中性に調整し、不溶性固体又は液体を分離し、危険性廃棄物として包装する。水溶液は大量の水と一緒に排出する。加水分解と中和反応の為に発熱し、霧を発生するが、添加速度を加減すれば発熱及び霧発生を制御できる。
1 4. 輸送上の注意	運搬に際しては容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う
国連番号	1789
品名 (国連輸送名)	塩酸
国連分類	クラス 8 (腐食性物質)
容器等級	II
1 5. 適用法令	
化学物質管理促進法 (PRTR 法)	該当しない (o-トリジンを 1%未満含む製剤につき除外)
毒性及び劇物取締法	該当しない (塩化水素 10%以下を含む製剤につき除外)
労働安全衛生法	施行令第 18 条の 2 [名称等を通知すべき有害物 (MSDS 対象物質)] (o-トリジン及びその塩を 0.1%以上含む製剤) 特定化学物質等障害予防規則 第三類物質 (HCl が 1%を超えるもの)
消防法	該当しない
船舶安全法	腐食性物質
航空法	腐食性物質
1 6. その他の情報	
引用文献	化学安全管理データブック (化学工業日報社) 15308 の化学商品 (化学工業日報社)

その他ご注意

記載内容中の含有量、物理・化学的性質等の数値は保証値ではありません。
危険・有害性の評価は現時点で入手できる資料、情報などのデータに基づいて
作製しておりますが、全ての資料を網羅したものではありませんので、取扱
いには十分に注意してご使用下さい。